



昭和二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八

輜重兵隊第四十九聯隊才中隊陣中日誌

防衛研修所戦史部



二月一日

晴

キヤウタン

日出一八度

日没二八五度

一〇七。佐藤軍曹以下三七名(轎牛車二五車輛)日命ニ基キ午糧受領、爲「バグ」ニ向ヒ出發ス。一七。歸隊ス。

二午車、整備ヲ實施セシム

三下士官全員成山大尉^行幹込戰闘、幹部教育ニ出席セシム

日命

四 命 令

一第一中隊 陸軍兵長 渡邊 知

第三中隊 同 柳井達男

第二中隊 同 烏川彦一

第一中隊 同 阿部弘美

第二中隊 同 生田太郎

本部 同 小田島藤吉

第三中隊 同 時任三郎

任陸軍伍長

二部隊内務規定第三十四條ヲ左記ノ通ニ補訂ス。一般ニ外出ハ土

曜日一〇〇ヨリ兵ハ夕食時限迄下士官ハ二三〇迄トス
尚下士官ハ令第百八十八條ヨリ金曜日一八〇ヨリ二三〇迄外出ヲ許可ス
三來ル二月三日獸醫資材臨時検査ヲ實施セララル
依而左記ノ通り心得ベシ

左記

ノ實施時刻及場所一ニ〇〇...一三三〇 獸醫室
又受檢ノ細部ニ関シテハ伊林獸醫少尉ヲシテ指示セシム

會報

五 會報

一爾今部隊ノ休日ハ土曜日ト定メラレタルニ付部隊内務規定第
二十三條中ノ日曜日ハ平日通リ服務スルモノニ付承知セラレ度
ニ今般「ギヤウタン」慰安所ヲ開設セラレタルニ付此ノ際特ニ軍人ノ
軍人タル分ヲ銘記シ極端ニ流レズ止ム所ヲ知り左記事項徹底
嚴守セシメテ利用ヲ適切ナラシメラレ度

左記

(納谷典・京東)

命令

言語不適起因を乱暴者として取り扱ふ事

官物損壊行為を厳禁し、或は器物を損壊し、或は器物を損壊する事

毒物損壊行為を厳禁し、或は毒物を損壊する事

夜間時間外使用時間を厳守し、夜間時間外に活動すること

慰安所講話を絶對に禁止し、講話を禁ずる事

入員を厳禁し、或は入員を厳禁する事

退院を厳禁し、或は退院を厳禁する事

本日現在員格は以下二八名

一 飼料採取別作業者を管理する事

二 飼料採取別作業者を管理する事

三 飼料採取別作業者を管理する事

四 飼料採取別作業者を管理する事

五 飼料採取別作業者を管理する事

六 飼料採取別作業者を管理する事

七 飼料採取別作業者を管理する事

二月二日
晴
キヤウ
日出二二度
日没二六度

